

横浜市消費生活総合センター  
指定管理者応募要項

平成 27 年 7 月

横浜市経済局市民経済労働部  
消費経済課

## 目 次

1	指定管理者制度の趣旨	1
2	応募の概要	1
(1)	対象施設	1
(2)	指定期間	1
(3)	指定管理者の非公募による選定	1
(4)	問合せ先	1
3	指定管理者が行う業務	2
4	センターの概要	2
(1)	施設の設置目的	2
(2)	目的達成の手段	2
(3)	指定管理者が行う業務の範囲	2
(4)	職員配置及び経費等（実施事業を支える体制）	2
(5)	リスク分担	4
(6)	業務実施上の留意事項	5
5	選定等に関する事項	8
(1)	選定スケジュール	8
(2)	応募手続きについて	8
(3)	審査・選定の手続きについて	8
(4)	応募書類について	10
(5)	応募条件等について	11
6	協定及び準備に関する事項	12
(1)	協定の締結	12
(2)	協定の主な内容	12
(3)	準備業務	12
(4)	指定候補者の取消等	12
(5)	指定取消及び管理業務の停止等	13
	【提案内容の評価基準項目】	14

## 1 指定管理者制度の趣旨

「公の施設」の管理運営については、平成 15 年 6 月の地方自治法の一部改正により、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図るため、指定管理者制度が導入されました。

このたびは、平成 28 年 4 月から管理運営を行う指定管理者の選定にあたり、横浜市消費生活総合センターの指定管理者には、消費生活相談に対応するための高度な専門性を有していること、消費者と事業者間の交渉等の調整において中立性・公共性が確保されていることが必要であり、他の担い手が存在しないことが見込まれることから、現指定管理者を前提として非公募により選定手続きを実施します。

## 2 応募の概要

### (1) 対象施設

横浜市消費生活総合センター（以下、随時「センター」と略します。）

#### ア 所在地

横浜市港南区上大岡西一丁目 6 番 1 号  
ゆめおおおかオフィスタワー 4 階、5 階

#### イ 施設規模

鉄骨、鉄筋コンクリート造地下 3 階地上 26 階建ての 4 階、5 階部分の各一部を専有（区分所有）

#### ウ 施設面積

専有延床面積 925.86 m<sup>2</sup>

#### エ 施設内容

相談室、展示・情報資料室、商品テスト・実習室、会議室（3 室）他

### (2) 指定期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日（5 年間）

### (3) 指定管理者の非公募による選定（「5 選定等に関する事項」参照）

指定管理者の選定は、「横浜市消費生活総合センターの指定管理者の選定等に関する要綱」に基づき非公募により行い、「横浜市消費生活総合センター条例」（以下「センター条例」という。）に基づき設置される「横浜市消費生活総合センター指定管理者選定評価委員会」（以下「選定評価委員会」という。）において、書類及びヒアリング等に基づく審査を実施し、センターの設置目的を効果的に達成することができると認められる場合、応募者を指定管理者に選定します。

選定結果は、応募者に対して速やかに通知し、選定の経過及び結果は、指定管理者選定後、横浜市経済局ホームページへの掲載等により公表します。

その後、横浜市会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

### (4) 問合せ先

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1  
経済局消費経済課  
電話 045 (671) 2585 Fax 045 (664) 9533  
E-mail ke-syohikeizai@city.yokohama.jp

### 3 指定管理者が行う業務

センター条例第2条に規定する事業の実施に関すること  
(詳細は、以下を参照してください)

### 4 センターの概要

#### (1) 施設の設置目的

センターは、「消費者の利益の擁護及び増進を図り、もって市民の安全で快適な消費生活の実現に寄与するため」に設置される施設です。(センター条例第1条)

#### (2) 目的達成の手段

上述の目的を達成するために、以下のことを実施します。

- ア 消費生活の啓発に関すること
- イ 消費生活に関する相談及び苦情の処理等に関すること
- ウ 商品テストその他商品の実習に関すること
- エ 消費生活に関する資料の展示等に関すること
- オ 消費生活に関する情報の収集及び提供に関すること
- カ 消費者の主体的な活動のための施設の提供に関すること
- キ その他の事業(消費者教育等)に関すること
- ク 消費生活に関連した自主事業に関すること

#### (3) 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務内容は次のとおりです(詳細は「業務の基準」を参照)。

##### ア 事業に関する業務

前(2)に定める各事業に関する業務

##### イ 施設の運営に関する業務

(ア) 各施設の運営方針に基づく運営

(イ) 施設利用者のための円滑な利用の促進とサービスの提供

##### ウ 施設の管理に関する業務

(ア) 保守管理業務

(イ) 環境維持管理業務

##### エ その他の業務

(ア) 事業計画書の作成

(イ) 事業報告書の作成

(ウ) 横浜市等関係機関との連絡調整

(エ) モニタリング及び自己評価の実施

(オ) 研修の実施、受講による人材育成

(カ) 指定期間終了にあたっての引継業務

(キ) その他日常的業務の調整

(ク) 横浜市が実施する業務への協力

#### (4) 職員配置及び経費等(実施事業を支える体制)

##### ア 職員配置

センターには、センターの業務を掌理する管理運営責任者及びセンターの業務を行うために必要な職員を置くこととします。

## イ 消費生活相談員の配置

センターには、次の要件を満たす消費生活相談員を置くこととします。

- (ア) 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員
- (イ) 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザー
- (ウ) 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタント

なお、不当景品類及び不当表示法等の一部を改正する等の法律（平成 26 年法律第 71 号）において改正された消費者安全法が施行された後の消費生活相談員の配置に関する事項については、改正後の法令の関連規定等に基づくものとします。

## ウ 指定管理料

センターの運営に係る人件費、事業費、事務費、管理費等の経費に充てるため、横浜市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。管理費には、施設の維持保全にかかる清掃、点検、運転・監視、小破修繕を含む補修費の経費を含みます。

指定管理料は、応募の際に提出された指定管理料提案書を元に、会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）。指定管理料の支払い時期、方法等は協定で定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の提案書で示された指定管理料の金額から減額する場合には、管理運営や事業内容等（開館日数や開館時間の変更等を含む）に関して、横浜市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営の水準が、この応募要項や協定で定めたものに満たなかった場合には、指定管理料の減額を行うことがあります。減額の基準・手続き等については、協定で定めます。

また、消費者行政推進事業費補助金（神奈川県補助金※）を原資としたセンター消費者行政推進事業の実施については、あらかじめ横浜市と指定管理者の間で協議のうえ、協定で定めます。

※国の交付金を原資としている当該神奈川県補助金については、指定期間中に活用が出来なくなる場合があります。それに伴い、業務内容や人員体制等に変更が生じる場合は、横浜市と指定管理者と協議のうえ決定します。

### 【参考】平成 27 年度の指定管理料（予算額）

241,272千円  
（うち神奈川県補助金の活用分：69,754千円）

## エ 小破修繕

施設・設備・備品等の小破修繕については、1件あたり40万円、年間合計50万円の範囲内（指定額）で、指定管理者が負担します。年間50万円を超える修繕については、責任の所在及び費用負担について、横浜市と指定管理者の協議により決定します。

## オ 施設運営収入について

センターは利用料金制度を導入しており、指定管理者は、利用者が支払う施設の利用料金を自らの収入とすることができます。利用料金については、センター条例に規定する範囲内で、市長の承認を得て指定管理者が定めます。

また、自主事業等にかかる利用者負担となる参加料等を参加者から適正な価格を考慮した上で徴収することができます。

これらの収入は、指定管理業務の収支報告書において適切に報告することとします。

(5) リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表の通りとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		市	指定管理者	分担(協議)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○		
	それ以外のもの		○	
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	消費税(地方消費税を含む)の税率等の変更			○
	法人税・法人住民税の税率等の変更		○	
	事業所税の税率等の変更			○
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
市会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期		○	
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	それ以外のもの		○	
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の損傷	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者が設置した設備・備品		○	
	それ以外のもの (負担限度付き 上段：一件あたり、下段：年間合計)		40万円 50万円	
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
応募要項等	応募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○		
不可抗力※	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断			○

※不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなど

## (6) 業務実施上の留意事項

### ア 関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

#### <主な関連法令>

- (ア) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (ウ) 横浜市消費生活総合センター条例（昭和 49 年 6 月条例第 39 号）
- (エ) 横浜市消費生活総合センター条例施行規則（昭和 49 年 6 月規則第 82 号）
- (オ) 横浜市消費生活総合センター運営要綱
- (カ) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (キ) 横浜市個人情報保護に関する条例（平成 17 年 2 月条例第 6 号）
- (ク) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月条例第 51 号）
- (ケ) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法等）
- (コ) 施設・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）
- (サ) 環境法令等（エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律等）
- (シ) 消費者基本法（昭和 43 年法律第 78 号）
- (ス) 消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）
- (セ) 消費者教育の推進に関する法律（平成 24 年法律第 61 号）

#### <その他市の計画・施策等>

- (ア) 横浜市中期計画（平成 26～29 年度）
- (イ) 横浜市経済局運営方針
- (ウ) 横浜市消費者教育推進の方向性（平成 27 年度中に策定予定）
- (エ) 横浜市消費者教育推進計画（毎年度策定予定）
- (オ) 消費者基本計画（平成 27 年 3 月）

### イ 業務の基準・評価について

#### (ア) 事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけでなく、指定管理期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市に提出します。これらの提出物については、公表することとします。なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定めます。

#### (イ) 自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年 1 回以上、自己評価を実施することとします。

#### (ウ) 第三者評価の実施

横浜市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務としています。

センターに関する第三者評価は、選定評価委員会による評価を受けることとし、これらの

結果を公表します。

なお、受審時期は、指定期間の2年目又は3年目のいずれかのうち横浜市との協議により定める時期を原則とします。

#### (エ) 業務の基準を満たしていない場合の措置

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部もしくは一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

### ウ その他

#### (ア) 業務に係る情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市個人情報の保護に関する条例」(平成17年2月横浜市条例第6号)の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うこととします。

そのほか、消費者安全の確保に関し、消費者安全法第8条第2項各号に掲げる業務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることとします。

#### (イ) 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたり、市に準じた情報公開の対応を行うこととします。

「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」(平成12年2月横浜市条例第2号)の趣旨に則り市が別途示す「標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、それに基づき、行政文書開示請求等に対して適切に対応することとします。

#### (ウ) 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- a 指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- b 施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を横浜市へ報告しなければなりません。
- c 指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとします。なお、対人補償の保険金額は1億円以上とし、横浜市を追加被保険者とします。

#### (エ) 苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整えることとします。また、苦情・要望処理報告書を作成し、横浜市に提出することとします。

#### (オ) 利用の継続

業務の開始にあたっては、現にセンターを利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。



**(カ) 事業の継続が困難となった場合の措置**

**a 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合**

横浜市は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

**b 当事者の責めに帰することができない事由による場合**

横浜市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

**(キ) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置**

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

**(ク) 公租公課**

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、財政局主税部法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

**(ケ) 施設情報の定期的報告**

施設・設備の維持保全の状況について、指定管理者が確認し、横浜市に報告します。確認及び報告は、横浜市が策定している「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づいて行います。

**(コ) 災害等発生時の対応**

センターは、現段階では本市防災計画等に消費者相談窓口としての位置づけがあり、「災害時等における施設利用及び消費生活相談への協力に関する協定」を締結し、危機発生時の体制整備を求めています。

**(サ) 廃棄物の対応**

施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市役所の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進することとします。

**(シ) 自動販売機等について**

自動販売機等の設置については、行政財産の目的外使用許可の申請を行うものとします。なお、自動販売機使用にかかる電気料金は、指定管理料で支出する光熱水費からは除外します。

指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。

**(ス) 横浜市暴力団排除条例の遵守**

横浜市暴力団排除条例の施行(平成 24 年 4 月 1 日)にともない、指定管理者は公の施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができるとしています。指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正に施設の管理運営を行ってください。

**(セ) 横浜市中心小企業振興基本条例を踏まえた取組の実施**

横浜市では、平成 22 年 4 月 1 日より本条例を施行し、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。

指定管理者は、本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めるものとします。

なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況についての調査を実施する場合があります。

(ソ) ウェブアクセシビリティ

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保し、アクセシビリティに配慮することとします。

(タ) その他市政への協力

その他環境対策や区局の運営方針等、市政に関して協力するよう努めることとします。

(チ) その他

その他、記載のない事項については、横浜市と協議を行なうこととします。

## 5 選定等に関する事項

### (1) 選定スケジュール

ア 応募のお知らせ及び応募要項の送付	平成 27 年 7 月 16 日 (木) 発送
イ 応募要項に関する質問受付	平成 27 年 7 月 21 日 (火) ～ 7 月 22 日 (水)
ウ 応募要項に関する質問回答	平成 27 年 7 月 27 日 (月) 頃 (予定)
エ 応募書類の受付期間	平成 27 年 8 月 19 日 (水) ～ 20 日 (木)
オ 審査・選定 (面接審査実施)	平成 27 年 9 月上旬 (予定)
カ 選定結果の通知・公表	平成 27 年 9 月下旬 (予定)
キ 指定管理者の指定	平成 27 年 12 月下旬 (予定)
ク 指定管理者との協定締結	平成 28 年 3 月締結 (予定)

### (2) 応募手続きについて

ア 応募のお知らせ及び応募要項の送付

指定管理者の応募について、横浜市から郵送等によりお知らせするとともに、横浜市のホームページに掲載します。

URL : <http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/siteikanri/3syouhi-sitei.html>

イ 質問の受付

応募要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア) 受付期間：平成 27 年 7 月 21 日 (火) 午前 9 時から 7 月 22 日 (水) 午後 5 時まで

(イ) 受付方法：FAX または E-Mail で「質問書」(別紙 1) を横浜市経済局消費経済課にお送りください。電話でのお問合せには応じられませんのでご了承ください。

ウ 質問への回答

回答方法：平成 27 年 7 月 27 日 (月) (予定) に、E-Mail により回答します。

エ 応募書類の受付

(ア) 応募書類：「5 (4) 応募書類について」を参照

(イ) 受付期間：平成 27 年 8 月 19 日 (水) 午前 9 時から平成 27 年 8 月 20 日 (木) 午後 5 時まで

(ウ) 受付方法：横浜市経済局消費経済課 (関内中央ビル 5 階) まで、ご持参ください。

### (3) 審査・選定の手続きについて

ア 審査方法

選定評価委員会で審査を行い、その結果に基づき、横浜市長が指定候補者を選定します。

審査は、応募者の提出書類及び面接審査等に基づき、評価基準項目に従い総合的に実施します。面接審査について、応募者には、後日詳細をお知らせいたします。

なお、選定評価委員会による審査及び横浜市長による選定後、横浜市の議決を経て横浜市長が指定の通知を行うことにより、センターの指定管理者として正式に指定されます。

イ 選定評価委員会（敬称略、五十音順）

氏 名	備 考
岡田 伸浩	横浜商工会議所常議員・小売部会長
齋藤 昌照	税理士
多賀谷 登志子	第10次横浜市消費生活審議会委員
角田 真理子	明治学院大学法学部准教授
芳野 直子	弁護士

ウ 会議の公開

選定評価委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定評価委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

エ 評価基準項目について

審査における評価基準項目と配点は次のとおりです（細目は後述「提案内容の評価基準項目」のとおり）。

項 目	配 点	
1 団体の状況 (1) 団体の理念、経営方針及び財務状況 (2) センター運営にあたっての基本方針 (3) 第2期指定管理の実績	20点	
2 職員配置・育成 (1) 職員の確保、配置及び育成	15点	
3 センター事業に関する提案 (1) 事業概要、取組内容	55点	
※事業に関する業務の基準	(1) 消費生活の啓発に関する業務 (6) その他の事業（消費者教育等）に関する業務	(15点)
	(2) 消費生活に関する相談及び苦情の処理等に関する業務	(25点)
	(3) 商品テストその他商品の実習に関する業務 (4) 消費生活に関する資料の展示等に関する業務 (5) 消費生活に関する情報の収集及び提供に関する業務	(10点)
	(7) 消費生活に関連した自主事業に関する業務	(5点)
4 施設の管理・運営 (1) 施設及び設備の維持保全及び管理・運営への提案 (2) 業務に係る情報の保護・情報公開への取組	5点	
5 収支計画及び指定管理料 (1) 収支計画の適正性 (2) 運営費の効率性	5点	
合 計	100点	

なお、選定評価委員会の定める最低基準に満たないときは再度選定を行うこととなります。

オ 選定結果の通知及び応募書類の公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、横浜市経済局ホームページへの掲載等により公表します。

なお、指定候補者の応募書類については、原則として、指定の議決後、ホームページ等で公表します。

URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/siteikanri/3syouhi-sitei.html>

#### カ 指定管理者の指定

横浜市会の議決後に、指定管理者を指定します。（平成 27 年 12 月下旬予定）

#### キ 指定管理者との協定締結

「6 協定及び準備に関する事項」を参照

### （4）応募書類について

次の応募書類をアから順に並べ、原本を 1 部、写しを 2 部提出してください。なお、写しの書類のうち 1 部はファイル綴りとし、1 部についてはファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めで提出してください。各書類にはページ数及びインデックスを付してください。用紙サイズは原本で用紙サイズが決まっているもの以外は、A 4 サイズに統一してください。

ア 指定申請書（様式 1）（センター条例施行規則 別記様式）

イ 事業計画書（様式 2）

ウ 指定管理料提案書及び収支予算書（様式 3）

エ 団体の概要（様式 4）

オ 役員等氏名一覧表（様式 5）

※県警照会用エクセルファイル（データ）も提出してください。

カ 欠格事項に該当しない宣誓書（様式 6）

キ 定款、規約その他これらに類する書類

ク 法人の登記事項証明書

ケ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（様式自由）

コ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度まで、直近 3 か年度分の貸借対照表、財産目録、損益計算書等

サ 税務署発行の納税証明書「その 3 の 3」（法人税・消費税及び地方消費税について未納税額の無い証明書）

シ 横浜市税の納付状況調査の同意書（様式 7）：現時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度本市への納税状況（本市の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。）

ス 労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類：労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の 1 回分）等

セ 健康保険の加入を確認できる書類：年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近の 1 回分）等

ソ 厚生年金保険の加入を確認できる書類：年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の 1 回分）等

※ 加入の必要がないため、ス・セ・ソのいずれかの領収書の写し等の提出ができない場合は、「労働保険・健康保険・厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書」（様式 8）を提出してください。

タ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）

チ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの

※ その他、必要に応じて、書類の提出を求める場合があります。

## (5) 応募条件等について

### ア 欠格事項

次に該当する場合は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること
- (カ) 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること  
※本項目については、提出いただく「役員等氏名一覧表（様式5）」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。
- (ク) 2年以内に労働基準監督署からは是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

### イ 応募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本応募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

### ウ 接触の禁止

選定評価委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

### エ 複数案提出の禁止

応募書類の提出は、一案までとします。複数案の提出はできません。

### オ 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定評価委員会が認めた場合はこの限りではありません。

### カ 団体職員以外による、以下の行為の禁止

応募にあたって、応募団体の職員以外が、以下の行為を行うことを禁止します。

- (ア) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）
- (イ) 選定評価委員会の面接審査への出席

### キ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となる場合があります。

- (ア) ウ～カの禁止事項に該当するなど、応募要項に定める手続きを遵守しない場合
- (イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

### ク 応募書類の取扱い

応募書類は理由を問わず返却しません。

### ケ 応募書類の開示

応募書類については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

## コ 応募の辞退

正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、「辞退届（別紙２）」を提出してください。

## サ 費用負担

応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

## シ 提出書類の取扱い・著作権

横浜市が提示する書類の著作権は横浜市に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権は作成した団体に帰属します。

## 6 協定及び準備に関する事項

### (1) 協定の締結

選定評価委員会による審査及び選定後、横浜市は指定候補者と細目について協議を行い、仮協定を締結します。その後、横浜市会の議決を経て指定管理者として指定された後に、仮協定に基づき基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

### (2) 協定の主な内容

- ア 管理運営業務の範囲及び内容
- イ 法令の遵守
- ウ 管理運営業務実施上の規定等(第三者への再委託、緊急時の対応、施設の保全・改修等)
- エ 管理運営費用に関する事項(口座管理、指定管理料支払い方法の原則、光熱水費支払い方法の原則等)
- オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項
- カ 施設の維持保全及び管理に関する事項
- キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 指定管理満了に関する事項
- サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- シ 協定内容の変更に関する事項
- ス その他必要な事項

### (3) 準備業務

指定管理期間の開始までに、準備業務として、①事業計画書作成業務、②横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

### (4) 指定候補者の取消等

横浜市は、指定候補者が、横浜市会の議決を経るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた時は、指定しないことがあります。

指定候補者が、指定管理期間開始日までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合や協議が成立しない場合も、同様となります。

また、指定候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出した結果、議決が得られなかった場合は、指定管理者とはなりませんので、予め御了承ください。

なお、市会の議決が得られなかった場合においても、当該施設に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

#### (5) 指定取消及び管理業務の停止等

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために横浜市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、以下のようなものが考えられます。

- ア 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
- イ 法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- ウ 法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく指示に従わないとき
- エ 当該施設の指定管理者応募要項に定める資格要件を失ったとき
- オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- カ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき
- キ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき
- ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないうとき
- ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき
- コ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき
- サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
- シ その他、横浜市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額またはすでに支出した指定管理料の返還、また横浜市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

なお、指定管理者が本市指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に横浜市指名停止等措置要綱に定める措置要件に該当する場合は、指名停止を行います。

【提案内容の評価基準項目】

項 目		配 点
1	団体の状況 (1) 団体の理念、経営方針及び財務状況 (2) センター運営にあたっての基本方針 (3) 第2期指定管理の実績	20点
2	職員配置・育成 (1) 職員の確保、配置及び育成	15点
3	センター事業に関する提案 (1) 事業概要、取組内容	55点
※事業に関する業務の基準	(1) 消費生活の啓発に関する業務 (6) その他の事業（消費者教育等）に関する業務	(15点)
	(2) 消費生活に関する相談及び苦情の処理等に関する業務	(25点)
	(3) 商品テストその他商品の実習に関する業務 (4) 消費生活に関する資料の展示等に関する業務 (5) 消費生活に関する情報の収集及び提供に関する業務	(10点)
	(7) 消費生活に関連した自主事業に関する業務	(5点)
	4	施設の管理・運営 (1) 施設及び設備の維持保全及び管理・運営への提案 (2) 業務に係る情報の保護・情報公開への取組
5	収支計画及び指定管理料 (1) 収支計画の適正性 (2) 運営費の効率性	5点
合 計		100点

1 団体の状況（20点）

- (1) 団体の理念、経営方針及び財務状況（様式4など）
  - ア 市施策との整合性
  - イ 経営の安定性
- (2) センター運営にあたっての基本方針（様式2-A）
 

センターが横浜市の消費生活に関する施策上果たす役割を踏まえて、事業及び施設の運営にあたっての基本方針を示してください。

  - ア 運営にあたっての基本方針
  - イ 経営方針（収入確保や経営の効率化等）
- (3) 第2期指定管理の実績（様式2-B）
  - ア 5年間の指定管理業務における実績・成果
  - イ 平成24年度実施のセンター指定管理者選定評価委員会における評価結果報告書を受けての改善状況



## 2 職員配置・育成（15点）

### (1) 職員の確保、配置及び育成（様式2-C）

センター業務を円滑に遂行するための職員の確保や育成に対する考え方及び職員配置計画を示してください。配置計画では、職員を職能ごとに類型化し、それぞれの職種ごとに行う業務分掌、必要な資格、経験年数等を示してください。

- ア 組織体制
- イ 人材の確保
- ウ 職員の配置
- エ 人材育成方針

## 3 センター事業に関する提案（55点）

センターの事業について、事業の概要と具体的な取組について示してください。

また、指定期間満了時を見据えた中期的な事業計画を踏まえ、指定期間中の各年度における事業についての具体的な提案を行ってください。

### (1) 事業概要、取組内容（様式2-D）

- ア 事業の達成目標及び実施方針
- イ 指定期間（平成28年4月1日から平成33年3月31日までの間）に実施する取組内容
- ウ 各年度の具体的な事業計画（指定期間中の事業の連続性や発展性を踏まえた具体的な事業）

## 4 施設の管理・運営（5点）

### (1) 施設及び設備の維持保全及び管理・運営への提案（様式2-E）

- ア 施設及び設備の維持保全・管理方針
- イ 施設運営にかかる提案（利用者の利便性の向上、利用料金の設定）
- ウ 事業・業務を効率的に実施していくための工夫

### (2) 業務に係る情報の保護・情報公開への取組（様式2-F）

- ア 業務に係る情報の保護に関する方針、取組
- イ 情報公開に関する方針、取組

## 5 収支計画及び指定管理料（5点）（様式3）

- (1) 収支計画の適正性
- (2) 運営費の効率性